

中国古代の「孝」をめぐる諸問題

—秦・漢時代を中心に—

重 近 啓 樹

はじめに

本報告では、伝統中国の原型が形成され、また仏教が本格的に流入する以前の時代である秦漢時代を中心に、高齢者の社会的地位、「孝」の実態と理念の歴史的展開などについて検討を加えたいと思う。

I 高齢者の社会的地位の歴史

「孝」とは元来、西周時代（BC一〇二四—七七二頃）では、支配者である貴族層の父系出自集団（宗族）の祖先祭祀を意味し、宗族の秩序や父性の権威を象徴するものであった、といわれている。その後、春秋（BC七七〇—四五二）・戦国（BC四五二—二二二）時代を通じて、貴族の宗族制が崩壊する中で、新たな家族・宗族倫理としての「孝」が儒家を中心に思想化されてゆく。親（特に父）に対する尊敬・従順と祖先崇拜がその中心である。

原始儒教（孔子、孟子の時期）では、国家秩序、君主権への忠誠（忠）に対して、家族・宗族的、地域社会的秩序（孝

悌)が優先されていたが、戦国時代以後における君主権力の伸長の中で、儒家側からも、また法家側からも、忠と孝を一致させる、忠孝一致の思想が展開された(儒家の『孝経』や法家の『韓非子』忠孝篇、いずれも戦国時代末の作成と推定されている)。

戦国時代には、農業生産力の上昇によって、従来の族的秩序は次第に崩壊し、民衆の世界においても、五人程度の家族員からなる小農民家族が次第に一般化していった。特に秦では、BC四世紀中期の二度に亙る商鞅の変法(富国強兵の新体制成立をめざした法律・制度の変革)を通じて軍事国家の形成が進んだが、そこでは三族制家族(父母の生存中は、息子が成人した後も家産分割・別居をしない)や、息子の夫婦一組が親と同居・共財関係にある直系家族も否定されてゆき、核家族化、父子の別居・家産分割が政策的に推進された。これは軍事体制下において、軍功(軍事上の手柄)に応じて与えられる爵による新身分秩序形成(爵位に応じて田宅、官吏就任資格など、様々な特権が与えられる)を通じて、戦士や農耕労働力の中心となる若者層を優遇することになった、と考えられる。当時、秦では以前の牧畜民的要素が残っており、匈奴などと共通する若者中心の戦闘的体制が目指されたのであろう。しかしこうした徹底した核家族化は父母家族の経営・生活を不安定にし、また農耕社会に対しては、長老制的秩序や親の権威を動揺させ、親子関係、社会秩序を混乱に導く側面があった。

近年出土した秦の法律文書(戦国後期の内容が中心で、湖北省から出土した『睡虎地秦墓竹簡』)によると、親は一人の息子夫婦(主に長男夫婦)と同居(同一の戸籍に属する)する直系家族的形態(但し秦では財産は親子で別々であり、家産が統合された同居共財の家の成立は漢成立後、しばらく後のことになる)をとる場合が多く、他の息子たちは別居(核家族)するのが一般的であった。即ち変法後、しばらくして農耕民的秩序・家父長権を強化する方向に政策転換されているのである。そこでは地域の父老(長老)的・年齢階梯的秩序が機能している様子も窺うことができる。これは

秦自体における農耕民的秩序の強化と東方先進地帯の農耕社会に対する支配・征服の進展の中で、国家が在地の秩序と妥協しながら政策を展開していることを物語るものであろう。

漢成立以後には、秦による強権的な統制政策に対する調整が行われ、在地社会では基層集落である里の里父老（里民を代表する長老）の上に、郷―県―郡の行政機構と並ぶ形で、郷三老、県三老を制度化し、これらに地域の長老で名望家（土豪・豪族）を任命した。これは官僚制の上意下達機構と並んで、民間社会の指導的な長老層が代表する世論を聞き、中央から派遣される高級官僚層と地域社会の指導層が協力しながら地方行政を円滑に遂行しようとするものであった。

土豪・豪族層は特に前漢中期（武帝期）以後、成長を早め、同時に儒教倫理を受容してゆく。こうした階層では、農業経営における労働力編成上の便宜や、家産細分化を避けるため、三族制家族、さらには累世同居の複合家族（大家族）形態を形成するものも現れ、家長権力は強まった。また家産分割を行った後も、宗族としての結合を強め、祖先祭祀、相互扶助等を通じて、地域の名望家として勢力を拡大していった。こうした階層が中心となって儒教（礼教）が民間に普及していくのであり、国家もそれに対応して儒教的な「孝」政策を展開し、特に後漢代には「礼教国家」としての体制が成立した。

II 漢代の高齢者と家、地域社会、国家

一、家―父権

中国の家では一般に家長権に比べて、父権が強かった。父に代表される親は祖先からの血の連続性の中で、子に生命を与えた創造主であり、子は親の「コピー」の如きものである。そして祖先・親は子孫の生命に内在化することによつ

て、永遠の生命を獲得できる。こうした点に親に対する孝、祖先に対する祭祀の背景があり、祖先は子孫に祭祀されている限り、子孫を保護するのである。また兄弟の間には差別は無く、家産も均等分割され（女子は嫁資を受け取る）、親を養う義務は兄弟に等しく課せられた。夫の妻は夫と一体視されるのが一般であるが、親の介護、扶養の中心は夫（兄弟）であった。

なお中国では、一般農民の場合、日本で近世以後一般化する「イエ」制度のような、家産・家名・家業が家長（家督相続人）によってほぼ単独相続される、という形をとらなかつたため、複合家族の場合、家長の傍系親に対する支配力は元来、強くない。しかし前漢中期以降の豪族層における拡大家族（三族制家族など）においては、大土地経営の維持や家族労働の指揮・編成、家産の管理などを通じて、家長権が強化される傾向にあつた。但し、三族制家族は親に対して孝を尽くす家族形態として、特に儒家によって推奨されたが、庶民レベルでは父母生前の家産分割（生分）が行われる場合も多く、家父長権は後世に比べ、さほど強大であつたわけではない。従つて家父長権の強弱も、一般庶民層と豪族層では差があつた。

二、地域社会

在地の集落では、長老層（父老・里母）―若者層（子弟）―による擬制的家族秩序がみられ、そこでは有力な長老を中心とする合議制と推挙の伝統があつた（漢の劉邦が沛県で挙兵した時の父老層の動向と子弟に対する指導性、三老制や郡県以下の下級官吏の選出など）。また父老は里社（集落の土地神）の共同体的祭祀を主導し、里民を精神的に統合していた。

前述の秦の法律文書によれば、子が「不孝」の場合、父や地域の長老はその子を「不孝」として、国家に告発するこ

とができた。これは孝の秩序が地域社会の集团的秩序として維持されていたことを示すが、同時に家内の秩序に、国家や地域の共同体的秩序が介入していることを示し、例えばローマ市民の家において、家族の犯罪に対し国家の権力を排除し、家長が家族員に対する生死の権をも握っていた、といわれるのに対し、当時の中国の家が国家や地域共同体に対して依存度が高く、自律性（自立性）が低いことを示している。

三、国家

漢代では「忠孝一致」（孝と忠の矛盾を解消し、孝の基礎の上に君臣関係・權威的秩序を築く）・「民の父母」として、皇帝・国家は孝の倫理、家父長権を擁護し、高齢者に対する養老政策を展開した。

例えば前漢初期の文帝期には、高齢者に支給される粥に古い穀物を使うことを禁じ、さらに八十歳以上の者には米（脱穀した穀物）を一人につき月に一石（約一九・四リットル）、肉二十斤、酒五斗を、九十歳以上であればそれに加えて、帛（絹織物）を一人につき二疋、絮（まわた）三斤を支給する法令を作った。

また漢代では高齢者に対する介護・扶養のために、八十歳・九十歳以上の高齢者の子孫に対し、税役の一部を免除する政策が取られたことが、同じく文帝期から記録に残っている（勿論、高齢になるほど子孫の税役免除は拡大する）。ただ当時の税役免除は臨時のものであったと考えられるが、前漢中期の武帝期には九十歳以上の高齢者に対し、前述した粥を支給する制度と共に、成年男子の子・孫の一人を徭役免除にする制度が定制度化された（前一四〇年）。前漢後期以後では、当初は男子の八十歳以上、その後まもなく七十歳以上の高齢者には国家が王杖という杖を与え、高級官吏と同様な待遇を与えるなど様々な特権の授与、食料支給などを行うと共に、家族・親族等の成年男子（直系子孫のいない場合は、近隣の成年男子）を高齢者（男女）の介護・養護者として、彼らの徭役を免除する制度を行った（直系子孫のいる

場合、八十歳になって一子免役であつた可能性が高い。こうした介護者は唐代などでは侍丁とよばれて継承されている。また八十・九十以上の者にはさらに厚い礼遇が加えられた。最近江蘇省の漢墓から出土した前漢末成帝期のものとみられる、当時の東海郡の帳簿（尹湾漢墓簡牘）によれば、成帝晩年のある年における東海郡の全人口約一三九万七千人、その内男子約七〇万六千人であるが、八十歳以上の男女約三万三千人、九十歳以上の男女約一万人、その年、七十歳となり王杖を受け取つた人、約二千八百人となっている。予想外に高齢者の比率が高い。

その他、特に前漢後期以後、後漢代にかけて、臨時に高年者等に帛（絹織物）を賜う例が増えている。

家族の秩序については、やはり漢初の文帝期の頃から、皇太子を立てた際などに、民で「為父後者」（父の後継者となる者）に特別に爵があたえられる例がかなり見られる。「為父後者」とは家長の嫡長子と解するのが有力な説であり、一般に家産分割によつて家が分裂しても、父母と同居し、直系家族を形成して、直接、親の介護等にあたるのは嫡長子である場合が多かつたのであろう。これは他の兄弟が各々核家族を形成するのに対し、親と同居して直系家族を形成する者を褒賞するものであり、「孝」の家族秩序を国家は奨励しているのである。

また刑法においても例えば秦においては、祖父母・曾祖父母（父母の場合も同様であると推定される）を子が殴つた場合、「黥城旦舂」（刺青をした上で、男は辺境での土木工事等、女は脱穀の懲役刑）であるが（前述の『睡虎地秦墓竹簡』参照）、最近発見された漢初の法律文書（呂后期のものとみられる『張家山漢墓竹簡』）では、子が祖父母・父母等を殴つたり罵つたりした場合は「棄市」（市場での死刑）とされており、秦に比べて家父長権は法的に強化されているのである。

選挙制（高級官僚の登用法）においても武帝期以降の、孝、清廉など儒教の実践倫理を實行するものを高級官僚に登用する「孝廉科」のように、孝を基礎とする政治秩序を構築してゆく。こうした孝の倫理・秩序は、当時、前述のよう

に複合家族・宗族の結束を強めつつあった大小の豪族を中心に受容されてゆき、後に唐代（七—十世紀初）以後の法律では、庶民も含めて、親の在世中に子孫が別籍・異財することが原則的に禁止された（三族制家族の強制である。但し実質的に核家族化する抜け道はあった）。これは国家のバックアップもあり、家父長権が強化されたことを意味するであろうが、同時に共同体的秩序にたいする家の自律性（自立性）の進展を示すものである。核家族に比べて複合家族のほうに、経営の安定性・自立性が増し、国家、地域の共同体的機能に依存する割合は減少した、と考えられるからである。

III 死生観

最後に死生観について、簡潔にふれておこう。

秦漢時代では、死後の世界は生前の世界の延長と考えられていた。墓には生前愛用していた物や召使をかたどった人形などを副葬し、地下の世界（そこは現世と同じく、官吏によつて統治されている）に送り込む。そこには死の穢れなどの意識はない。儒教的説明では、人の死後、魂（精神的靈魂）は地上・天空の世界を浮遊し、魄（肉体的靈魂）は墓の地下世界に住む。そして子孫が祖先祭祀・供養（飲食等の提供）を行う限り、魂魄（鬼神）は合体して不滅の靈魂となる。墓は従来一般に堅穴式であったが、始皇帝陵や前漢中期以後流行する有力者の墓は、羨道で外界と通ずる横穴式で、墓室は現世の邸宅をかたどった豪華なものとなつていった。墓が生前の生活空間を模したものであったことは、皇帝・皇后的場合、近年における始皇帝陵や前漢景帝の陽陵園の発掘が進展することにより、次第に明らかになりつつある。

当時の神々の世界は唯一絶対神の世界ではなく、多神教的・シャーマニズム的世界の中で、祖先と子孫は結び合い、

相互に祖先の安穩と子孫の保護・繁栄を祈るのである。ただここでは輪廻転生、因果応報、或いは唯一絶対神による裁き、審判などの思想はなく、善人が不幸のうちに亡くなる等の不条理があった。中国で特に漢代以降、歴史書が発達したのは、神の支配と賞罰が一般社会から次第に距離のあるものとなる中で、善人を顕彰し悪人を貶めることによって、善人に永遠の生命・名誉と、悪人に罰をあたえる意味があった、と考えられる。

社会の中で、高齢者の成熟した知恵を生かし、能力を開発してゆくことは、今後可能でもあり、益々重要になっていくであろう。効率優先と若者中心の社会はアメリカなどに代表されるであろうが、ヨーロッパなどにみられる成熟の文化が進歩の文化と共に重要であることは、最近の国際政治も示すところであろう、とおもう。

〔主要参考文献〕

- 桑原隲蔵『中国の孝道』（一九二八、講談社一九七七再刊）
 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』（東京大学出版会、一九六一）
 板野長八『儒教成立史の研究』（岩波書店、一九九五）
 宇都宮清吉『中国古代中世史研究』（創文社、一九七七）
 好並隆司『秦漢帝国史研究』（未来社、一九七八）
 加地伸行『儒教とは何か』（中央公論社、一九九二）
 越智重明『戦国秦漢史研究』二（中国書店、一九九三）
 渡辺信一郎『中国古代国家の思想構造』（校倉書房、一九九四）
 堀 敏一『中国古代の家と集落』（汲古書院、一九九六）

吉田滋一「中国国家父長制論批判序説」(『中国専制国家と社会統合』文理閣、一九九〇所収)

重近啓樹『秦漢税役体系の研究』(汲古書院、一九九九)

池澤 優『孝』思想の宗教学的研究』(東京大学出版会、二〇〇二)

〔発掘報告書等〕

睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九七八)

甘肅省博物館・中国科学院考古研究所編著『武威漢簡』(文物出版社、一九六四)

連雲港市博物館他編『尹湾漢墓簡牘』(中華書局、一九九七)

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡「二四七号墓」』(文物出版社、二〇〇一)

(しげちか けいじゅ 静岡大学)